

屋久島町立中央中学校ホームページ（ブログ含む）作成の校内規定

1 ホームページ公開の目的・意義

- (1) 本校の特色や教育活動について、広く地域・社会に紹介するとともに、理解を求める。
- (2) 本校の学習・研究内容等を公開し、有識者の助言を仰ぎ、以後の学習活動に役立てる。
- (3) 本校生徒の活動を、地域・保護者に公開し、活動への理解と協力を得るために活用する。
- (4) 生徒の学習成果や活動を公開し、意見を仰ぎ、生徒の学習をさらに深める。
- (5) 公開することで、生徒が広く社会に目を向け幅広い学習を行うための手段にする。
- (6) その他、教育活動に関わって、その活動をより充実・発展したものにするために活用する。
- (7) 公開することで、生徒・教師等の情報活用能力の育成、情報モラルの育成、表現能力の育成や校内活動だけでない開かれた学校へのさらなる発展を期待できる。

2 登録データのチェック

- (1) 登録データのチェックは、学校ホームページ推進係（以下ホームページ係）が担当する。
（また、その都度、学校長の判断を仰ぐものとする）
- (2) 本校の公開したデータは、3名以上の職員でチェックする。
- (3) ホームページ係は、ホームページを日常的にチェックする。

3 登録・更新・管理・削除

- (1) 登録・更新
 - ・ 作成上の注意事項に十分留意し、人権侵害とプライバシーの保護の問題に配慮する。
 - ・ ホームページ係が登録作業をする。
 - ・ ブログに関しては各職員が登録をする。
- (2) 管理
 - ・ 登録されたページの管理
学校ホームページの表紙にあたるページについては、ホームページ係が行う。
 - ・ その他、登録されたページについては、ページ作成者を中心にしながらホームページ係が行う。
- (3) 削除
 - ・ ホームページ係が削除する。ただし、問題が発生したページは、発見者が直ちに学校長・ホームページ係に報告し、6項のトラブル発生時の対応を行う。

4 作成上の注意事項

- (1) 公表するデータは著作権法に違反しないものに限る。著作物の公開の際には、必ず著作権者の了解をとり、その旨をページに明記する。
- (2) 生徒・職員のプライバシーの保護
 - ・ 不必要なプライバシーに関する情報は登録しない。
 - ・ 原則としてフルネームでの公開はしない。
 - ・ 顔と名前が一致するような公開のしかたは禁止とする。

5 禁止事項

- ・ 個人的な情報発信・営利目的の利用など、教育目的・研究目的からはずれた利用は禁止する。

6 トラブル発生時の対応

- ・ この内規に従って公開されたページでトラブルが発生した場合は、職員会議で協議し、対応する。発生したトラブルについてはすべて職員会議で報告する。

作成 平成25年4月18日